

高砂の入江家とたたら製鉄

土佐 雅彦

一、播磨のたたら製鉄

播磨北部の旧宍粟郡（現佐用郡佐用町内の旧南光町三河地区にも近世のたたら製鉄遺跡が分布するが、昭和三〇年までは宍粟郡に所属）は、中国山地の西から連なる江戸時代の主要な製鉄地帯の東端を占めていた。風化しやすい花崗岩類にわずかに含まれる山砂鉄を埋蔵し、豊富な森林資源が近世たたら吹製鉄業を培った。郡内での製鉄業が室町時代にも営まれていたのは確実であろうが、近世幕藩体制下における鉄山経営は、播磨一國を支配した池田輝政の四男である池田輝澄（松平石見守）時代の寛永二年（一六二五）に設けられた「鉄山并雜木座の制」まで遡れるという。播磨での「鉄山」は鉄製錬に不可欠な大炭を焼くための山林（鉄山炭山）をさし、その一画に細長い西洋

風呂のような形をした炉とその両側に吹子を据えた製鉄工場である高殿を中核とする山内（製鉄集落）を設けた。砂鉄を採る「鉄砂流場」は一鉄山に六口まで認められている。経営は周辺の富裕な商人たちに三〜五年単位で請負稼ぎをさせ、かなり高額の上銀を納めさせていた。「鉄山諸道具一式同小屋并鉄砂流山諸道具同小屋共御公物」と記す史料があり、鉄山稼ぎの諸道具は山内稼人（製鉄集落の工人集団）とともに藩（後に幕府）から貸し出す形式がとられていたようだ^①。

森林は鉄山以外にも、木材・薪炭・白箸などを産する重要な資源であり、こうした一般の雜木座より不便で冬季には積雪の多いような深山に鉄山炭山は設定されている。運上請負記録などを参照すれば、安定期には数百人で山内を営む三つの製鉄集団が、大きな河川沿いに西から東へ千草谷、西谷・奥谷（引原谷）、三方谷に分かれて稼業し、

それぞれに指定された五〜六ヶ所程度の鉄山炭山を三十年程度での資源回復を見守りながら、一定のローテーション順に移動していた様子が知れる。たたら製鉄で使用する木炭を大炭というが、一回の操業で砂鉄とほぼ同じ重さの十二トン程度を消費し、重さに比べ嵩が大きいので、運ぶのも大変だった。これだけの大炭を焼くために伐りだされる生木が生えている山林面積は、約一町歩と見積もられている⁽²⁾。一年に五十回操業するとして五十町歩、さらに播磨での鉄山請負期間を五年間として二五〇町歩となり、鉄山炭山の面積は最低でも三百町歩程度は必要だったであろう。この地域の鉄山炭山は二百〜五百町歩程度の面積⁽³⁾であり、ほぼ実態に見合っていると見える。一方で出雲における松江藩の鉄山株制の場合、たとえば仁多郡では五鉄（山）師の平均面積で二七二町歩⁽⁴⁾もあり、全国で唯一山内集落が現存する菅谷たたらをはじめ、奥出雲の大鉄（山）師が経営する拠点的山内では、江戸時代後期以降、百年以上にわたり同一山内で操業を続けており、彼我には鉄山炭山の圧倒的な面積の隔たりがあった。

さて、記録にのこる運上請負例は、松井松平周防守康映がわずか十年で石見国浜田へ移った後、池田恒元（松平備後守）による第三次池田藩が誕生する慶安二年（一六四九）頃から確認することができる⁽⁵⁾。この年、千種町・波賀町の一部など二万石はいち早く幕府領に組み込まれており、やがて延宝七年（一六七九）、山崎藩本多家一万石が成立すると、残された宍粟郡北部の約二万石も幕府領となり、郡内製鉄地帯はほぼ幕府領に編入されることになる。当初、幕府勘定所は山崎城下郊外の揖保川東岸須賀村^{すか}の東出石^{いだし}に代官の駐在する陣屋を設けたが、やがて伊予国川之江陣屋（別子銅山支配）代官などの兼務となり、正徳期頃からは生野代官所や大坂代官所などの管轄下に入ると、現地の陣屋は「山方役所」に改組されていった。この役所の地役人を代々世襲したのが小針氏と杉尾氏であり、宍粟郡内幕府領の山野河川から生み出される鉄を含む産物の小物成などを総じて扱ふことになる。こうした方式は池田藩政時代を踏襲したものでらしい。なお、幕府領への編入時期の違いからか、元禄期でも千草谷の支配代官（大坂）

と東出石陣屋領域の支配代官は異なっていたようである。小針たち地役人は、いつの頃からか、支配代官が交代する度に、山方役所の業務内容を説明し指示を仰ぐため「勤方覚書」を作成して新代官に提出したようだ。播磨における製鉄史研究を主導した宇野正磯氏が紹介された、山崎営林署に所蔵されていたとされる安政六年（一八五九）「勤方覚書」⁶のみが宍粟郡の鉄山支配を知る貴重な文献として知られていたが、兵庫県立歴史博物館に文政元年（一八一八）と嘉永二年（一八四九）の「勤方覚書」二冊が所蔵されていることが判明し、ひょうご歴史研究室の紀要で紹介した。⁷この二冊によって、宇野氏紹介の「安政六年勤方覚書」の記述が確かなものであり、その歴史的重要性を再評価することができた。

山方役所が行っていた鉄山請負の諸手続きについては、兵庫県立歴史博物館が所蔵していた新発見の「鉄山一件」（宝暦六年（一七五六）から寛政六年（一七九四）にわたる山方役所の控文書）が詳しい。鉄山請負は山方役所が公募して入札を行うのが原則であるが、その時点で請け負って

いる鉄山師の請負期間終了が近づいたため、次の契約（跡山請継）を願い出ることが多い。書類の控から、申請（請負願書） 勘定所への伺（伺書） 許可（附紙） 契約（請負証文）・保証（家質証文） 鉄山範囲指定（榜示杭）の五段階で進められたことが確認できる。初期の請負人には英屋、英賀屋、米屋、竜野屋などの商人たちも知られるが、千草から山崎へ出て、寛永十四年（一六三七）には請負を始めたとの所伝をもつ千草屋が他を圧倒していく。その頃の千草谷における請負記録を欠いており、先述のとおり大坂代官が支配していた事情も考慮すべきであろうが、後の千草屋の口上等によれば、千草谷では複数の鉄山師が同時に稼業し、元禄期には鉄山炭山が枯渇して他領に大炭を求め、千草の砂鉄を運んで操業しなければならなくなつたとしている。千草屋自身も本貫の千草谷で請負を続けていたものと思われる。「鉄山一件」と同様に兵庫県立歴史博物館が所蔵していた新発見の「播州宍粟郡鉄山請負御用留」は、第三次池田藩時代の承応二年（一六五三）から宝永四年（一七〇七）まで、千草屋二代から四代の当

主三人が自家の鉄山請負などの記録を編んだものと考えられている。後続する享保三年（一七一八）から宝暦五年（一七五五）まで六代当主の時代を記録した宇野氏紹介のよく知られた「千草屋手控帳」（ひょうご歴史研究室で伏屋聡氏によつて再翻刻された）とともに、同家の鉄山経営のもよつを詳しく伝えてくれる。

鉄の全国市場に対応するためいち早く大坂に鉄問屋を出し、やがては掛屋や両替商として彼の地でも有力商人として活躍していく千草屋ではあったが、山崎の本家は四・五代当主のあいづく死没や経営環境の悪化などから、宝暦六年（一七五六）、六代をもつて鉄山稼ぎから撤退する。先述した「鉄山一件」の冒頭に、倒産状態の千草屋が引原谷の有賀原鉄山・斎木村鉄砂流山の請負を続けられず、山方役所が次の請負人を探し、役所と同じく東出石で手広く商売をし、雑木座の山稼ぎにも関わっていた鳩屋に引き継がせていく事情を記す請負願書などがある。「鉄山一件」が記録する期間では、当初、引原谷で鳩屋、千草谷で湊屋がそれぞれ請負を続けているが、やがて千草谷でも鳩

屋が占めるようになり、かつての千草屋と同様にこの地での鉄山請負を独占した（「鉄山一件」には三方谷での請負記録がなく、今のところ他の史料からも、一八世紀の三方谷での鉄山稼業をほとんど確認することができていない）。しかし、鳩屋も天明の飢饉などが影響して経営難に陥り、天保七年（一八三六）鉄山稼ぎから撤退せざるをえなくなる。

以上、先述の宇野正磯氏をはじめ、千種町を中心に研究を進められた井口二四雄氏や鳥羽弘毅氏らが地域の史料を丹念に収集して編集された一連の業績に加え、ひょうご歴史研究室が拠点とする兵庫県立歴史博物館に所蔵されていた新出史料を加えながら、近世播磨の製鉄業を略述してみた。しかし、依然として関連史料は極めて乏しく、編集された史料の原文書も現状では確認できないものが多い。関連史料の発掘が大きな課題であり、今回は高砂市所蔵の入江家文書を紹介したい。

二、宍粟郡の鉄山と入江清兵衛

(1) いきさつ

高砂市曾根の入江家は江戸時代から製塩業で財をなした。同家の住宅は高砂市に寄贈され、多くの書画や古文書は市へ寄託されている。⁽¹⁰⁾ それらの中に、扉絵1頁にみる山水図「荒尾鉄山荊石真跡之画」が存在することが分かり、荒尾鉄山入口に建つ石仏にある「嘉永二酉年七月廿四日」「大願主 大坂泉屋 曾根紀ノ国屋 (以下略)」という銘中の曾根紀ノ国屋が入江家に関係することも予想された。典拠は不明ながら、大正九年(一九二〇)発行の『千種村是』に「千種村岩野辺、西山、河内、西河内の諸山で採取した」鉄砂を岩野辺荒尾山(経営者播州曾根入江氏及紀国屋氏)河内高羅山(経営者同人荒尾山より移る)(中略)の諸山鞆場へ送りて同附近の森林を伐採して木炭を造り鉄砂と共に鞆⁽¹¹⁾に熔解し銑鉄を造り大阪方面へ搬出して販売したり。」と記載されており、地元では入江氏と鉄山の関わりが知られていたようだ。ひょうご歴史研究室の藪田貫室長が高砂市発

行の『入江悦郎氏文書』目録⁽¹²⁾から、宍粟郡内鉄山に関連する諸文書を拾い出され、高砂市教育委員会の許可及びご協力を得て、たたら製鉄研究班による史料調査が実現した(令和四年三月十六日実施)。調査した文書は、藪田室長から依頼された二三点に加え、調査の際、目録中から鉄山経営に関係する可能性のある史料候補をあげてくださっていた中から十八点を追加、合計四一点を収集することができた。そのうち書状類が十二点を占めており、なお分析中である。今回はそのうち一点を翻刻して紹介する。今回の調査に際し、全面的にご協力をいただいた高砂市教育委員会の皆様⁽¹³⁾に厚く謝意を表します。

(2) 鳩屋の没落と名嶋庄太夫(従来⁽¹⁴⁾の知見)

前述した鳩屋が没落していく経過を綴る歎願状がある。それらによれば、文政年間後半から資金繰りに苦しむようになり、一時的に宍粟郡北部を治めていた館林藩主松平右近将監齊厚に銀三〇貫を拝借して急場をしのいでいたが、文政十三年(一八三〇)再び幕府領に戻る際に返済を迫られ、

縁故もあり互いの先代時代から鳩屋が資金援助を受けてきた山崎藩士の名嶋家（庄太夫）から融資を受けた。名嶋からは、以前に援助を受けた資金はすでに返済した上、鳩屋先代の兄九郎右衛門及び俵八郎右衛門・丑之助にも融資をしており、差引

合計銀六一貫目（六二貫五百目とも）で鉄山（稼ぎの請負権）を譲り渡すよう迫られた。銀子が出来次第いつでも譲り戻すとの甘言もあり、名嶋自身は山崎藩士でもあり商売は出来ず、懇意の唐津屋十兵衛（後に俵勘兵衛）への（請負人の）「名前切替」に同意してしまった。ところが、その後は譲り戻しに一切応じてくれないため、翌年には「於武士有間敷被致方二有之、存外之至り何躰之御吟味をも可奉請之間、庄太夫殿直々御呼出之上右始末御糺被下置候」と大坂代官辻富次郎に訴え出ている。この裁判の行方は知れないが、天保七年（一八三六）鳩屋は鉄山稼ぎから撤退するものの、争点となっている鉄山（鍵掛山）を天保九年（一八三八）に唐津屋から引き継いだ橋屋鹿次郎に対し、弘化三年（一八四六）請負期間が終了するに際し、再び鳩屋が請負権を自らに戻すように

山方役所へ訴え出たようで、橋屋の反論が残されている。また、鳩屋は請負権の「売戻シ」に力を貸してくれた公文村の鉄山世話人松五郎に「鉄山稼歩之内巻歩」を与える証文を出している⁽¹⁴⁾。「売戻シ」が実現したかどうかは不明。

鳩屋から武士にあるまじき人物と厳しく批判されている名嶋庄太夫について、『山崎町史』などではこの時期の危機的藩財政を担った人物として高く評価されている⁽¹⁵⁾。藪田室長も、文政十一年（一八二八）矢島（名嶋）が「近郷大坂惣借財御仕法御頼御勝手向改革」を始めて以降の動向を追われ、天保四年（一八三三）突然免職蟄居となつたこと、同七年（一八三六）には家財を大坂へ送られ「闕所道具」として処分されたことなどを紹介されている⁽¹⁶⁾。また、当該期の「山崎本多藩覚帳」（以下「覚書」）中の記事によれば、名嶋らの後「金穀方」で藩財政再建にあたっていた大野但見が、天保九年（一八三八）一月以降、一年に何度か「鉄山表」へ出かけていたが、天保十二年（一八四一）六月十六日「大野但見所行御家風二不相叶 永之御暇被下候」とあり、翌日には大野の追

放に関連して「鉄山引渡之義徳久屋平九郎より入江清兵衛え引渡御為二相成、不正之義無之様精々相心得可申旨相達候様元々方え申達候」として元々方附の内海伝次郎が近々鉄山表へ遣わされるとい⁽¹⁷⁾。幕府領の山方役所に支配されている鉄山に、山崎藩の役人が出かけること自体が不自然であり、名嶋・大野らが唐津屋や徳久屋などを介して鉄山稼ぎに関わっていたのではないか（内々は山崎藩営）と鳥羽氏などは考えておられる⁽¹⁸⁾。再び『山崎町史』によれば、「天保武鑑」に用人として姿をあらわす名嶋（あるいは次代か）は、弘化四年（一八四七） 武具・家財道具まで質入して藩財政に取り入れ、「同人所持の鉄山も二百三十貫にて譲渡シ有之、仕法取り捌二不残差出候」との記事を「覚書」から紹介しており、いったんは失脚した名嶋家が、再びどうにもならない藩財政を自己犠牲的に担っていたようだ。

このような状況で、名嶋たちは大名貸にに応じてくれそうな銀主を求め、山崎町内は無論、近隣や大坂の商人たちとの折衝にあたっていた。入江氏もそうした商人の一人であったことは『山崎町史』

が「覚書」から引用する天保十三年（一八四二）の「二月二十一日 銀主 曾根村の入江清兵衛罷り出る 表御殿並に棚御門に幕打ち 番人の儀 横目へ 申達す」の記事からも、随分と重宝がられていた様子が覗える。今回の調査でも名嶋庄太夫が入江氏に宛てた弘化二年（一八四一）と推定される史料6の書状中に「小子先役多賀氏已来猶小子文化八年末年已来、段々旦那勝手向差支候二付、御調達の儀、数度御頼申上所、誠二御厚志を以毎「度」御断も不被下御調達被下」とあり、「覚書」の記述を裏付ける。

（3）入江清兵衛と鉄山経営

今回翻刻する一〇点の入江悦郎氏文書から、入江清兵衛の鉄山経営について整理してみる。まずはじめにみる史料1は、天保十一年（一八四〇）、入江家が銀主の宍粟郡引原谷の原村にある鍵掛山鉄山の経営を、翌丑（天保十二年）から巳（弘化二年）まで五年間請け負わせるに際し、請負人の橋屋鹿次郎及び請人の徳久屋平九郎に差し入れさせた一札の下書である。実質的な鉄山師は徳久屋

平九郎であつたことが知られており、さきの鳩屋の訴文からも、山方役所との請負契約主が橋屋鹿次郎と考えられよう。ほぼ同内容の差入一札がもう一通ある〔1243〕。

史料2は、翌天保十二年（一八四一）、正式の私的請負契約書の草稿とみられるもので、貼紙だらけでかなり難解ではあるものの、それまでの経過や実質的な経営のありようを如実に記している。それによれば、入江清兵衛と鍵掛山鉄山との出会いは天保四年（一八三三）に遡り、唐津屋勘兵衛ら四人（実際には背後の名嶋か）に銀四〇貫目を貸し、「右鉄山建屋類并稼道具一式」を質物にとつたようだ。返済がなかつたためか天保七年（一八三六）申、「双方勝手二付、為利益毎歳金三拾兩宛（貼紙）」「御上^{より}」清兵衛へ相渡し、同年^{より}去子（天保十一年）中、五ヶ年之間、下請負約定書類を以（中略）稼来候」とある。これにより、今回が二度目の契約であることがわかる。山方役所との請負契約では鳩屋から唐津屋（後に橋屋）へと稼人が変更されたようだが、冒頭の貼紙でわざわざ「唐津屋勘兵衛名前二而名嶋庄太夫様御所持

に候所」と注記している。さらに、さきほどの引用部には「御上」が毎歳三拾兩の稼代を清兵衛に渡したとしており、これを山崎藩とすれば名嶋を介した実質的な藩営であつた可能性が高まる。末尾には貼紙があり、「右鉄山株之儀は「内実」我等所持候二付、前書約定之趣致承知罷在り候、依之奥印致「置」候もの也 名嶋庄太夫 印」と名嶋の奥書印形を求めている。実質的な藩営鉄山に約束を裏切られないよう、周到な用意をしている。なお、前年の史料1にみる請負内容に変更があり、鉄山が「盛山」となりその価値が高まつたため、根本の所有をめぐるトラブルとなり、結局、清兵衛の貸した銀四拾貫目を鹿次郎（実際には名嶋か）が返済し、鉄山道具一式を清兵衛から取り戻した上で、当丑年七月（天保十二年）から来る未年（弘化四年）六月まで丸六ヶ年の間、双方の「相合稼」（毎年金三拾兩を清兵衛が受け取る）とし、鉄砂・銑・炭などの「有物」（原料在庫）の仕入資金として、清兵衛が代理人として派遣する紀伊国屋佐太郎を通じて、銀三拾六貫五百目を出資することとなつた。契約書には、清兵衛の代理

人として紀伊国屋佐太郎が署名している。史料2を整理し、名嶋の存在を出さないほぼ同内容の下書がもう一通存在する「1245」。なお、先述の山崎藩「覚書」の当該部分では大野但見失脚の翌日、徳久屋平九郎から入江清兵衛へ鉄山が引き渡されたとしており、事実関係が逆転している。

史料3は、同年、この請負を始めるべく、紀伊国屋佐太郎が銀四拾貫目を清兵衛から借用した本証文であるが、質物としての鉄山道具一式とほぼ同額の運転資金が必要となるほど、鉄山稼ぎは重厚長大な産業であつたといえるかも知れない。返済には鉄売捌代金を充て、三回に分割して支払うものとする。佐太郎は素人であるから、実際には徳久屋が差配したもののか。史料4は、鍵掛鉄山稼支配人徳久屋平九郎が紀伊国屋佐太郎から金三百両を預かつたとの証文の下書である。清兵衛が出資する銀三拾六貫五百目は金五六〇両程度となるから、佐太郎は清兵衛から借用した銀子の半分程度を当面の運転資金として平九郎に預けたものとみられる。史料5は、紀伊国屋佐太郎が農業作間に干鯛商売をしていたが順調でなく、同村の入

江清兵衛に依頼されて、代理人として鍵掛鉄山経営に関わるため山崎町へ出稼に出るべく、天保十四年（一八四三）、曾根村を支配する一橋家の大坂川口役所に届け出た願書の控えである。

以上、二回目の相合稼は弘化四年（一八四七）六月に終了し、以後は橋屋（実質は名嶋）支配に戻るはずであつた。この請負終了は、前述の鳩屋が再度橋屋鹿次郎に対し、鍵掛山鉄山の公的請負名義を返すよう山方役所へ訴え出た時期とほぼ重なる。史料6は、その前々年、清兵衛から次の請負でも同様の相合稼ぎを依頼する便りを受けた名嶋が、その旨を了承する返答の書状かと思われる。先述のとおり、文化八年（一八一）以来、名嶋が大変に厳しい藩財政を担当して苦労してきたことや、名嶋らの依頼を受けた入江清兵衛が山崎藩への貸銀を続け、家勢が傾いたことを気の毒がつている様子などが生々しく綴られている。名嶋が「鉄山御稼方益銀二而成り共、御為二相成候八、責而の御恩報と右申上候」と清兵衛への謝意を述べており胸に迫るものがある。一方、相合稼ぎの継続には名嶋側に多額におよぶ運転資金の不足が

あり、清兵衛へ従来通りの出資を依頼している点も見逃せない。この書状を届けた名嶋庄太夫は老年に達しており、もはや退役しているが、それにせよ姫路や松原へも出かけており、藩財政に何らかの関わりを続けていたに違いない。なお、松原については、揖保川河口の網干で幕府領の蔵元を務めていた成田屋から、鉄荷の一部が松原の釘屋へ出荷されていることが明らかにされている。しかし、鉄釘製造に必要な割鉄だけは考えにくい出荷量とも思われ、今後検討していくべき課題であろう。今回収集した入江家文書中にも、松原から鉄山の売上を送金する史料³の事例などがあり、釘屋以外にも出荷物と決済をつなぐ何らかの機能を担っていたようにも思われる。

史料7は、さきの書状の翌年、弘化三年（一八四六）、翌年に二回目の私的請負契約が終了するのに際し、引き続き相合稼ぎをする私的請負契約書の作成を、紀伊国屋佐太郎及び清兵衛から催促された名嶋（筆跡も異なり「出坂中日々役用取込」とあるため、あるいは次代か）が、この口上書を以て仮契約書としてほしいと述べている。この後、

病気がちであった清兵衛（樵風）は弘化五年（一八四八）に没したという。

このように入江家の宍粟郡における鉄山経営は鍵掛山鉄山を中心にたどることができ、わずかながら、他の鉄山も登場する。史料8は弘化三年（一八四六）、紀伊国屋佐太郎が大坂の平野屋清左衛門に三方谷公文村にある樅ノ木鉄山をわずかに金百両で譲り渡した証文の写しであろうか。樅ノ木鉄山の公的請負期間は去卯年（天保十四年）から来申年（嘉永元年）までの五年間となっており、入江家が徳久屋平九郎に鉄山稼ぎを請け負わせながら、銀主として他の鉄山経営にも乗り出していたことが推察される。公的請負期間中の明末（弘化四年）十二月、平野屋に残り一年の「御年限請継譲渡」することを山方役所に認めさせている。もはや運上銀さえ納入されれば稼人（請負人）も銀主も問わない状態にあつたのであろうか。

史料9は少し遡るが、天保十四年（一八四三）、若州小浜藩の和久屋半七が、藩内で豊富に埋蔵されている浜砂鉄などを原料に鉄山普請を目論見、その試吹を徳久屋と紀伊国屋に依頼してきたとい

う新出史料である。若狭も製塩業がさかんで、入江家とは何らかの情報のやりとりがあったのではなからうか。小浜藩の「御上様」にも協力を仰ぐ計画で、奥書にある武士二名は小浜藩士である¹²⁴⁷。和久屋が作成した関連文書がもう一通ある「1247・1254」。今後、小浜藩側の史料発掘が期待される。この時期は、全国的に鉄山経営に取り組もうとする藩が多くあらわれており、山崎藩「覚書」には安政七年（一八六〇）三月朔日、信州松本藩士矢沢半十郎が山崎町内の宿屋に止宿し、松本領内で鉄山稼ぎに助力してほしいとの申出があり、対応に苦慮する記事がみられる¹⁹。

和久屋らの目論見は順調には進まなかったよう²⁰で、史料10の紀伊国屋から和久屋への書状（正確な差出年は不明）によれば、伯州の浜鉄砂吹の稼人を加えてもう一度計画したいと述べている。この書状で注目されるのは、「去辰年（弘化元年）当地鉄山整走中「泉屋・徳久屋・拙者三人」相合二而新尾山与申新規鉄山相企候」との記述で、この「新尾山」は千草谷岩野辺村にある荒尾鉄山に違いなく、山水図「荒尾鉄山荊石真跡之画」と荒

尾鉄山入口に建つ石仏銘とが、ようやく入江家とつながる史料に出会えたことである。

三、おわりに

紹介した史料の外、鉄山の経理に関わるものとして「弘化三年 鍵掛山損益勘定書」¹²⁵⁰がある。弘化三年（一八四六）一年間の収支を細かく計算し、出銀一九九貫五二〇匁二分一厘に対し、入銀一九七貫五九六匁二分で銀一貫九一四匁一厘の不足損賦としている。今後、損失が出た場合、月毎に「御上様」「紀伊国屋」「私」の三口で補填するという提案がなされており注目される。「御上様」は名嶋を経由する山崎藩であろうか。作成者は徳久屋平九郎と思われる。なお、年間生産物は、小割鉄を一二七〇駄（一駄当りの売値銀一一〇匁）、その他の鋼や銑をわずかに出荷している。山方役所への運上は銀五貫目となっている。関連して、年代不詳の「鍵掛山鑪當時勘定」¹²⁵¹があり、鑪吹と大鍛治に分けて必要経費等を整理している。鑪吹一代に必要な経費銀一貫四七四

刃三厘をかけて銑二五駄（一駄三六貫当り銀五八
 刃九分六厘）を生産する。それを仕入れる大鍛治
 は、一軒（一日力）で銑三六貫を材料に小割鉄二
 七貫（歩留り七五％）を卸す。その必要経費は、
 銑の仕入分を含めて銀一〇九匁四分三厘と見積も
 られている。小割鉄一駄当り（三二貫）では銀一
 二九匁七分で、鑪一代二五駄（三六貫）から大鍛
 治で小割鉄二一駄（三二貫）を卸す必要経費は二
 貫七二三匁七分となる。前述の「損益勘定書」で
 みた小割鉄売値の一駄一〇匁を使えば収入は二
 貫三一〇匁で、やはり赤字となる。ただし、鉄山
 名不明の「弘化三丙午年勘定」〔1251〕には、小
 割鉄一駄の売値を銀一八〇〜一九〇匁と記録して
 おり、売値にはかなりの幅があるのかも知れない。
 年間生産量では鑪吹五〇代、大鍛治一五〇〇軒
 （五軒で二〇〇日力）で、小割鉄一〇五五駄程度
 を見込んでおり、「損益勘定書」よりやや少なく
 なっている。なお、この山内での米の必要量は年
 間二九二石余としており、江戸前半期の八〇〇〜
 一〇〇〇石を大幅に下回る。

以上、播磨では操業を具体的に示す数量的記録

や損益勘定等に関わる史料が絶対的に不足してい
 るとされてきたが、今回紹介する入江家文書には
 このように豊富な史料を含むことを付け加えてお
 きたい。入江家文書は播磨の鉄を語る史料がまだ
 まだ埋もれていることを教えてくれた。今度とも、
 それらの再発掘に努めていきたい。最後になった
 が、山水図「荒尾鉄山荊石真跡之画」の情報提供
 をいただいた義則敏彦氏に心より謝意を表します。

【参考文献】

- ・宇野正磯『近世鉄山史料』上巻（一九六六年）、中巻（一九六八年）、下巻（一九七〇年）、同『六粟 鉄山並金屋鑄物史料』（是川文庫、一九八九年）。一連の史料集には連番の史料番号がつけられており、引用時には、その番号を記す。
- ・井口二四雄・鳥羽弘毅編『たたらと村と百姓たち 千草鉄関係史料集』（千種町教育委員会、一九八三年）。
- ・鳥羽弘毅『たたらと村 千草鉄とその周辺』（千種町教育委員会、一九九七年）。
- ・兵庫県立歴史博物館ひょうご歴史研究室編『ひょうご歴史研究室紀要』別冊「近世播磨のたたら製鉄史料集」（同研究室、二〇二〇年）。

- (1) 宇野史料集八〇など。
- (2) 有岡利幸『里山』ものと人間の文化史、一一八
一（法政大学出版局、二〇〇四年）。
- (3) 宇野史料集一七、六七。
- (4) 土井作治「近世たたら製鉄の技術」（『講座・日本技術の社会史』第五巻・採鉱と冶金、日本評論社、一九八三年）。
- (5) 宇野史料集九七など。
- (6) 宇野史料集八〇。
- (7) 笠井今日子・土佐雅彦「『勤方覚書』（解説と翻刻）」（『ひょうご歴史研究室紀要』第七号、二〇二二年）。
- (8) 宇野史料集六一。
- (9) 「鉄山一件」「播州宍粟郡鉄山請負御用留」新翻刻の「千草屋手控帳」は参考文献にあげた『ひょうご歴史研究室紀要』別冊「近世播磨のたたら製鉄史料集」に掲載。
- (10) 高砂市教育委員会『兵庫県指定文化財旧入江家住宅 総合調査報告書』（二〇〇七年）。
- (11) 兵庫県宍粟郡千種村役場編集・発行『千種村是』一九二〇年（再版、二〇〇四年）。
- (12) 高砂市長公室市史編纂準備室編集・発行『入江悦郎氏文書』高砂市史編集資料目録集二（一九九八年）。
- (13) 宇野史料集三三・三五。
- (14) 宇野史料集三四・三九・四〇。
- (15) 山崎町史編集委員会編『山崎町史』（山崎町、一九七七年）。
- (16) 藪田貫「大坂加番と藩政 播磨宍粟山崎藩本多家の場合」（兵庫県立歴史博物館紀要『塵界』三二、二〇二二年）。
- (17) 宇野史料集一一〇。
- (18) 鳥羽弘毅『たたらと村 千草鉄とその周辺』（千種町教育委員会、一九九七年）ほか。
- (19) 宇野史料集一一〇。

【翻刻に際して】

- ・「数字」は高砂市の目録番号をしめす。
- ・文字の配置はなるべく原史料の体裁を尊重した
- ・字体は原則として常用漢字を用いた。
- ・合字の「㇇（より）」はそのまゝ使用した。
- ・助詞等は「裳（も）」「や」「与（と）」「などは平仮名に改めたが、「者（は）」「江（え）」「而（て）」はそのまゝ使用した
- ・読みやすくするため、適時読点、並列点を付した。
- ・抹消された文字は、や抹消線とした。
- ・翻刻にあたっては藪田室長にご指導をいただいた。

史料1 「124」 天保十一年（一八四〇）

宍粟郡原村鍵掛山稼下請につき差入れ一札

（端裏）

「不用」

差入申一札之事

一 於当郡鉄山稼、当時同郡原村之内字鍵掛山其御許御請負二御座候所、稼方之儀、来五年方来ル已年迄五ヶ年之間、私江御預ケ被下、則稼道具一式諸事差支無之稼来り之俛、別紙之通慥二預り、損益引請相稼申候所真正二御座候、然ル上者右御山并二鉄砂流山場御運上者不及申、鉄山掛り御用向等私方出銀仕、外二為稼料壹ヶ年金三拾両宛毎年七月・十二月両度二相渡し可申候一年限中御山替又者鉄砂流山場普請等有之節者、御出銀等一切申間敷候、尤稼料之儀も前書二認候通之俛、聊無違背相渡シ可申候、其節私共儀者不及申外手代共も其俛御召抱被成候而、御勝手二相成候得者御差図之通少シも違背仕間敷候事

一年限相定候後、其御許御稼二相成歟又者外方江御讓渡二相成候歟、右之節者御相對之通、私年限下請負申、此方二而仕入仕候鉄砂・銚・米麦・諸向代呂物私所持二御座候事故、右御稼之節者相当り之直段相談仕、御買取可被下候、勿論少シも不正之儀者不申上候事

一年限後、外方^方御請負相望候者在之御勝手二付御讓り渡二相成、何方^方相稼候共少シも相妨申もの無御座候間、何事二不寄一切故障ケ間敷儀決而無御座候、自然相妨之者有之候共、私共罷出其御許江少シも御難儀相掛申間敷候、為後日差入申一札仍而如件

六栗郡山崎町

橋屋

鹿次郎

天保十一子年十二月

同 請人

印南郡曾根村

入江清兵衛殿

史料2 [1096] 天保十二年(一八四一)

六栗郡鍵掛鉄山稼約定書草稿

為取替一札之事

一 完栗郡元広路山当時鍵掛鉄山前稼人(貼紙)「唐津屋勘兵衛名前二而名嶋庄太夫様御所持二候処」(貼紙下)
「唐津屋勘兵衛」(貼紙)「名前二而」(貼紙下)
「^方」去ル天保(貼紙)「四巳年二月」(貼紙下)
「七申四月」印南郡曾根村入江清兵衛(貼紙)
「^方」(貼紙消)(貼紙下)「江右鉄山建家類并稼道具一式」(貼紙)「銀子四拾貫目右勘兵衛外二四人連印証文差入猶又」(貼紙)「別段為引当右鉄山建家類并稼道具一式差入致調達」庄太夫殿^方御調達 被
一 右元利之内へ近々被致入銀有之候、則右入銀取渡別帳有之候、然ル所、同七申年四月右一式」(貼紙)「其^方」(位置不確か) 価銀四拾貫目に而(貼紙)「御上^方」讓り渡シ候処、双方勝手二付為利益毎歳金三拾両宛(貼紙)「御上^方」清兵衛へ相渡、同年^方去子年中五ヶ年之間、下請負約定書類を以、取締矢張右勘兵衛名前、猶又去々亥年^方橋屋鹿次郎名前二て稼来候処、元来前書清兵衛^方

出銀仕罷在候儀、殊更年限之儀二付同人へ去子
年十二月可請取段引合二相成候所、去子年方盛
山之姿相顯、右鉄山価銀之見込増長仕候儀二付、
双方勝手申立入纏候得共 (貼紙) 「元来庄太夫
殿 一様」右四拾貫目元利相濟候八、可 差戻約定之
儀二付余人之儀二無之、庄太夫殿見込書之被致 「所
持候」鉄山之儀二付、御同人方讓戻之儀被申入候二付」
種々熟談之上対談二相成、右鉄山一式元銀四拾
貫目二而清兵衛方 (貼紙) 「庄太夫様江御戻し申上
二付」鹿次郎江譲り戻し二相成、鉄山価増銀
見込之代り (貼紙消) (貼紙下) 「二八」(貼紙)
「且清兵衛儀年来庄太夫殿役前々多分一之銀子」御調
達御頼二相成、御差呼も御約定通り被成兼候二付、庄
太夫殿「様」以「御」懇情、清兵衛方へ多少共急々
「為二」相成候様被成下 「度」趣大略蒙被下旁以「
当五年 (貼紙) 「七」(貼紙下) 「五」月方来ル
末年 (貼紙) 「六」(貼紙下) 「五」月迄丸六ヶ年
之間清兵衛・鹿次郎兩人之上相合稼取極、鉄山
価銀之外、鉄砂・銚・炭等之有物代銀在之候処、
清兵衛方同村紀伊国屋佐太郎代り二相立候二付、
右有物代銀之辻大躰之見積りを以三十六貫五百

目同人方差出シ、稼方之儀者鹿次郎・佐太郎相
談之上徳久屋平九郎江支配相任、六ヶ年之間水
魚之交りを以、兩人相合稼之約定仕候儀実正二
御座候、尤六ヶ年相立候上者右鉄山稼八不及申、
諸式不残無故障鹿次郎江相戻シ可申候、其節
「尤」前書佐太郎出銀三十六貫五百目者其節有
物増減二不拘、右銀辻鹿次郎方佐太郎江相戻シ
可申候「勿論年限二至り候節者前広請渡可及相
談候へ共」万一右銀子聊二而も相滞儀在之
候八、仮令年限相過候共銀辻調達致候迄八
「都合不致候内者」是迄通り相合稼可致候、依
之双方共御地頭表八不及申山方御役所江此趣御
届申上、為取替約定一札仍而如件
但シ出来鉄出シ方且又山方仕入銀等、都而
鉄山稼方二相拘り候儀八相互二相談之上取
計ひ可申候事

山崎町

橋屋

鹿次郎 印

同所

徳久屋

平九郎 印

曾根村

入江清兵衛代り

同村紀伊国屋

佐太郎 印

(貼紙)

「右鉄山株之儀者「内実」我等所持二付、前書約定之趣致承知罷在候、依之奥印致「置」候もの也

名嶋庄太夫 印

史料3 [1398] 天保十二年(一八四二)

宍粟郡鍵掛鉄山稼につき銀子借用証文

借用申銀子之事

一銀(印)四拾(印)貫也

右之銀子此度完粟郡鍵掛山鉄山稼方仕入銀二借用仕候処実正明白二御座候、然ル上者壹ヶ月二六朱之加利足、当十一月(印)二元(印)銀之内拾五貫目返濟仕、残銀貳拾五貫目者来ル寅年十一月限二拾

式貫五百目、又卯年十一月限二拾貳貫五百目、前

書之利足割を以差加、限月無遲滞急度返濟可仕候、別而此銀子之儀者鉄山有物買取銀二借用仕候義二付、限月毎々鉄売捌代銀、松原村方直様振立返濟可仕候、為後日銀子借用証文仍而如件

天保十二辛丑年

五月

銀子借用主

佐太郎 (印)

請人

源十郎 (印)

入江清兵衛殿

史料4 [1296] 天保十二年(一八四二)

鍵掛鉄山支配方御任せにつき元手金預り一札

鉄山稼元手金預り一札之事

一金三百両也

右者此度鍵掛御山鉄山稼、貴殿并当町橋屋鹿次郎殿相合稼、別紙取締書を以、私へ支配方御任被成候儀承知仕候、然ル処「出来鉄津出し之間金子通

行政候二付」 当時鍵掛山二有物代銀之外二下財
扶持米并二仕送り米代銀且又駄賃銭 等「且又出
来鉄津出し候間仕入代銀」 都而稼方之為元手金
「貴殿一分」 書面之金高慥二預り置候処相違無御
座候、然ル上者時々稼方勘定書差出シ、約定通六
ヶ年相満候上者無遅滞右元手金相返シ可申候、
「万一右年中支配相止メ候段相成候節八、何時二
而も右三百両無遅滞相返可申候」 依之為後日鉄山
稼元手金預り一札如件

天保十二五年何月

鍵掛鉄山稼支配人

徳久屋

平九郎

紀伊国屋 佐太郎殿

史料5 [1070] 天保十四年(一八四三)

入江清兵衛に代わり宍粟鉄山出稼ぎにつき願書

乍恐御願奉申上候

播州印南郡曾根村

佐太郎

一私儀先年方農業作間干鰯商売渡世仕来り候処、
近年貸方商売者掛方六ヶ敷心配仕居候内、同村
入江清兵衛方江宍粟郡山崎町唐津屋勘兵衛と申
者方同郡原村之内鍵掛鉄山御運上所元小屋・諸
建物・稼道具不残銀四拾貫目之質物二取置申候
有、去ル天保十二五年、拾ヶ年限二相成、右質
限催促二およひ候処、種々対談之上右御運上所
鉄山稼山崎町橋屋鹿次郎と申者并清兵衛「右丑
年方来ル未年七月迄丸六ヶ年」相合稼二相談落
合候処「得共」、同人儀者宍粟表江「出稼之儀
者」出来兼申趣、私へ相談二被及候処、前書干
鰯商売も引合兼候二付、右清兵衛代り二私出稼
點検仕候処大躰引合申姿二御座候間、来ル未年
七月迄宍粟郡山崎町江出稼之儀御聞濟被 下置
候様奉願上候、村方者行程十里二御座候二付、

差懸り村用等在之候共、早速罷歸り聊差支申儀者不仕候間、何卒出稼之儀願之通御聞濟被成下候八、御慈悲難有奉存候、已上

天保十四卯年十月

右佐太郎

川口

御役所

史料6 [1866] 推定 弘化二年(一八四五)

来末年方是迄之通り半稼方之儀につき書状

(包紙)

「入江清兵衛様 名嶋庄太夫

要用書奉復」

猶々時節折角御用心被成候様

奉存候、何卒其内二者罷出

御見廻も申上度奉存候、乍末御賢息様

初皆々様へも宜く仰上可被下候、以上

七月十三日御認之貴札、忝致拜見候、如仰其頃

残暑御座候処、弥御安全被成御暮候由、奉欣寿

候、近年者貴兄様二も御発病後、御已前之通二者不被為入候由兼々致承知候、右二付而者久々拝顔も不致候候二付、罷出御見廻も申上度存候得共、松原・姫路辺得江罷出候節も兎角用向二隙取り日限相嵩候二付、是迄得御尋も不申上候間、御疎情二相成り申分(誤力)も無御座候、此段御用捨可被下候、御序之節御家内様へも宜敷時候之御安否御尋被仰上可被下候、随而野生儀も追々老年二相成り、万事不行届二相成り申候、乍去強而病氣と申候事も相覚不申候、日々一盃を相楽居申候、此段御放念可被下候

一 上向勝手向追々差支之趣を以、一向御下銀等聊以御差略不被申、御手元御安否御難渋之趣、巨細之儀者兼而御手代中へ毎々致承知居候通り、何共御家名も御立兼被成候様御成行二相成候御次第、御歎ヶ敷御儀二御座候由、拙子儀在役候得者、假令何程御六ヶ敷手元二而も、斯迄者御不人情成御仕向者仕間敷哉と毎々御申出被下候由、乍去無是非御事と御存入被成候由、右二付而者先頃方茂兵衛殿を以御頼談被下度儀者、貴兄御病氣二付而者、御家向御賢息様へ為御任、

御隱居被成度御心組二候得共先年拙子^方御頼申上候二付、御世話被下候市場村^方御借入被下候銀子、并去戌年及公辺二候木場村伊左衛門加入銀、此式口御自借二相成り、誠二以被及御困窮二御迷惑至極二思召候由、近来御病氣二御発シ被成候も全右等之御心配^方相発被成候儀二而何分御家事御仕法相立不申、只今之御姿二而者御相続も被成兼候御場合二御成行、其成行二付昼夜共御心配被成候由二而、御家事向も 御賢息様へ御渡兼被成候由御座候間、此段御憐察可申上旨、大二仰下候儀不洩致承知、尚々上向へ之御調達御頼申上候儀と者乍申、当時之御仕向方致伝承、兼々御気毒二者存候居申候、乍去当時野生退役中致方も無御座候、不心成打過居申候、然ル所、此度者前書之趣委細御書中を以被仰下候二付而者、難勸候とも何共く御気毒二奉存候、然ル所近年鉄山殊外盛山仕、最早当盆^方式ヶ年切二而拙子へ御差戻し被下候儀二候得者、右年限相立候上者、何卒是迄之通り之如く半稼方貴兄へ御譲り可申旨、御頼被成度由、併し年限相立盛不盛之義者難被成御計候得共、当時之

通り盛山二候八、其半稼益銀を以なり共御家法御立被成度、乍御病中御心配被成候而御存込被成候、御一所存御頼被成度候間御服^(念力)可申上候旨、委細之御談者茂兵衛殿^方承り可申上旨、右被仰候御書中之趣、一々不洩致承知候、元来去儿丑年六月^方貴兄江御稼方可被成様得御意候も、小子先役多賀氏已来猶小子文化八末年八月已来、段々旦那勝手向差支候二付、御調達之儀、数度御頼申上候所、誠二御厚志を以每一度一御断も不被下御調達被下、廿ヶ年余之年月下拙役中、ヶ成り主人勝手用相安シ候段、千万く忝奉存候、右二付鉄山御稼方益銀二而成り共、御為二相成候八、責而之御恩報と存申上候所、此節迄半稼御同情被成候事二付、来末年七月^方拙者御戻し被成候年限と相成り候八、是迄之通り同様半稼方之儀御譲り可申旨、委細致承知候、右御稼方之儀者致承知候得共小子儀も右鉄山二付、其外二も口々借銀有之、当時甚以不融通二而困り申候、是と申七年来役中、上向調達銀引当二小子所持之品等調達方へ用達、銀子致調達候二付、上向^方之差略も出来不申、右二付去子年身

分不相応之銀子永納申出、鉄山稼・うり品・田畑其外引当二差入致調達候二付、未一向二借用銀相濟不申候二付、右口々借銀も相濟度且鉄山之儀者盛不盛も難相知、其上年限相立候得者山替も致不申而者相成不申、猶亦米穀高直或者又饑饉等も難計、旁以鉄山手当銀も貯り不申而者相成不申、旁以未六月方御稼方御稼料其外仕方替いたし右手当銀等割合御出金等之儀、何分相定申度奉存罷在候間、御稼方之儀者兼而御難渋被致、遊金子御譲り申上候之儀二付、其段者致承知候得共、前文之通り御稼料并仕法銀御加銀益銀之内方御差出「被下候」、員数者其節二相八かり、得と御熟談可申上候八、兼而此段者御承知可被下候、委細御書答ヲ以申上度候得共、逆も筆紙二者難尽候間、猶其之内拝眉可申上候、且茂兵衛殿へも得と申入置候間、猶御承知可被下候先者右鉄山来未年七月方任稼御頼御服可得其意、如此二而御座候、猶期後便之時候、恐惶謹言

名嶋庄太夫

八月廿五日

好孝（花押）

入江清兵衛様

奉復

史料7 [1248] 弘化三年（一八四六）

鍵掛鉄山稼約定書調印につき口上書

口上

一鉄山稼之儀、去儿丑年七月方来未年六月迄丸六ヶ年之間、貴殿半分御稼被成候二付橋屋鹿次郎・徳久屋平九郎兩人方約定書差入可申二付、即案詞文言拙者存意通り致添削候上、其次第貴様へ御引合申、双方致納得、早々本紙相認メ調印可申附之処、拙者役用繁務二付等閑二相過申候、然儿処最早年限も来六月限りと申、猶又入江氏方も約定書之儀貴様へ催促有之、旁以急々約定書仕渡し可申旨、此度茂兵衛迄御催促御紙面之趣、委細致承知候、於拙者故障ヶ間敷心中少しも無之間、早速、右兩人へ調印可申附筈之所、拙（印）者儀も奥書二調印可致儀有之、一応

下書等も得と相調置度候得共、此度鉄山書類持
參無之、且又出坂中日々役用取込罷在候間、拙
者義来ル十二月中 帰国上、早々調印為致可申
間、夫迄之所此口上書を以証書と被成候而、入
江氏へも此旨を以今少し之間、御断申上置可被
下候、右之通於拙者隔意無候間、為其如此御座
候、以上

弘化三年十一月十七日 名嶋庄太夫(印)

紀伊国屋

佐太郎殿

史料8 [1249] 弘化三年(一八四六)

縦之木山鉄山讓渡につき差添え一札

差「仕」渡申添一札之事

一別紙本証文之表縦之木山鉄山壹ヶ所此度貴殿江
譲り渡、譲り金百両慥二受取申候処実正也、然
ル所去卯年三月より来申三月迄五ヶ年中、我等
御請負仕罷在候得共、此度双方勝手二付譲り渡

「度」段、鉄山方御役所江願立候処御聞濟
被 仰付候上者、明末十二月御年限請継譲り渡
共貴殿と合印を以テ御願立可申候、其節二至り
候而も聊差支申間敷候、尤御運上銀当年より無
滞御相続可被下候、為後証請人差入約定申所相
違無御座候、仍而添一札如件

弘化三年

播州印南郡曾根村

丙午閏五月

紀伊国屋

譲り主

佐太郎

同州宍粟郡山崎町

徳久屋

請人

平九郎

大阪長堀

平野屋

清左衛門殿

史料9

[1967]

天保十四年(一八四三)

若州小浜鉄砂御国産試吹につき規定一札

規定一札

一当御国山海二鉄砂夥敷有之二付何卒御国産二毛

相成候得共、末々御上様御益筋二も相成事と存付候故、則試吹奉願上候処、早速御聞濟二相成候得共職人等之両手も無之候二付、当秋其元殿御稼場所江推参致実意を以及示談候処、尤二被存試吹可致趣二御答被成下悦入事二御座候、尤も試吹首尾能出来仕候而、御上様御仕入鉄山成就場二至り候上者御届ケ之通り三ヶ条之内三ヶ条者御上様御聞濟と相成候様可願出規定二候間、左二記置申候

- 一 別ノ鑪 吉ヶ所之事
- 一 相稼 之事

右三ヶ条之内、吉ヶ条者御聞濟二相成候様、私し共より罷出奉願上候、右者規定一札仍而如件

天保十四癸卯年 若州小浜塩浜小路
十一月 日 和久屋半 七

徳久屋平九郎殿

きゐ国屋佐太郎殿

表書之通り相違無之者也

河合瀧左衛門
福井平次郎

史料10 [1848] 推定 弘化二年(一八四五)
先年御目論見被成候御地鉄山之義につき書状

一筆令啓達候、薄暑之時候二御座候処、御地御家「内」様御揃益御堅勝可被成御座候、珍「重」不斜奉賀候、次二当方無事罷過候、乍憚御放念可被下候、然者先年御目論見被成候御地鉄山之義、其砌り段々御互二段々苦罷仕候得共、問吹涌方六ヶ敷、尤下拙共 「国」元方飛脚到来、無扱 急速帰国仕り、残念不少罷在候処、翌年違「遠」路御苦勞二先者拙宅へ御光来被下候処、其節も親共病中二而一向御構イも不申上、且御談合も行届不申、其後徳久屋へ向ケ御書翰御越し被下候付、早速貴答申上置候得共、何分

親共大病二而他出難相成不得其意罷過候内、去
儿辰年当地鉄山整走中「泉屋・徳久屋・拙者三
人」相合二而新尾山と申新規鉄山相目論企 候
二付、甚以多用二罷過候得共、元来御地鉄山
「之義」「成」就無間違義と見込、折角心配仕候
事故、是非二發起仕度、心中兼而懸念罷在候処、
伯州「日野郡」二部_部宿足羽氏伊右衛門殿と申
浜鉄砂吹鉄山師浜鉄砂吹之鉄山故 及咄
し合候処、此度態々松田屋喜右衛門を被差向、
相談致し發起仕「度」_力 旨旨、然儿所拙者先月_力
出坂仕り今以滞留中二付、喜右衛門殿_力当地迄罷
越候二付、右始末承り 候処、随分実意之掛行、
尤及相談候八、先方「足羽氏」一応播州迄罷出
度旨被申聞候得共、御地其後之振合如何相成居
候哉、久敷文通も不仕背本意罷在候二付、当地
_力八格別之道法も無之事故、下拙一応罷出候而
御地模様承り度候得共、当地用向未夕相片付兼
罷在候二付、右喜右衛門を差向ケ申候、委細同
人_力御聞取「宜敷御相談」可被下候、右喜右衛
門義八先年鍵掛山へ参り手代相勤メ等之仁二而、
其後帰国致し居候処、下地懇意之間柄故、新尾

山新規鉄山職人入替等之義二付毎度用向キ相頼
播州へ往返致し居候人二御座候間、無御心置御
咄し合成可被下候

一足羽伊右衛門殿義、随分「身元也」慥成人二
御座候間、無御心配御掛行可被下候、弥々御相
談二而も「可」相成義二候八、拙者一応出張
「仕度」、尤先年御約定仕候通り先金等之
義八決而申義二而八無之、其段先方 「素ヨ
リ」承知二御座候、 先者右以罷向_力人得貴意度、
御早々 不帰

(追筆力) 「大阪旅宿 長堀橋 紀伊国屋
木屋長二郎」

五月十一日 紀伊国屋 佐太郎

和久屋 忠兵衛様
同 半 七様